

## まちづくりを考える会の設置に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号。以下「基本条例」という。）附則第2項の規定に基づき、住民が地方自治の主権者であることを踏まえ、地方分権の進展又は地域の課題に対応できる地域自治組織のあり方を考え、住民自治を実践していくための組織を検討するため、まちづくりを考える会（以下「考える会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 考える会は、基本条例附則第2項各号に規定する事項（以下「附則規定事項」という。）について必要な調査又は協議を行う。

2 考える会は、附則規定事項につき、前項の協議において合意された地域自治組織の在り方について町長に報告又は提案することができる。

## (組織)

第3条 考える会の委員は、22名以内とし、各行政区代表をもって組織し、町長が委嘱する。

2 前項の委員は、各行政区から原則として2名を選出するものとする。

3 町長は前2項の委員のほか行政区からの推薦に基づき、必要に応じてオブザーバーを委嘱することができる。

4 オブザーバーは会議に出席し、意見を述べることができる。

5 考える会に委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は、会務を総理し、考える会を代表する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

8 考える会は、第1項の委員又は第3項のオブザーバーのほかに専門的知識を有するアドバイザーの出席を求めることができる。

## (任期)

第4条 考える会の委員及びオブザーバーの任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の任期中に委員又はオブザーバーが欠けた場合の新たな委員又はオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条に規定する所掌事務についてその目的を達成した時点で、任期が満了するものとする。

(会議)

第5条 考える会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 考える会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、地域協働部町民安全課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

まちづくりを考える会委員名簿

平成22年1月現在

地 区	名 前
秋 田	あん とう みなと 安 藤 汀
	くれ いし はる みつ 暮 石 晴 光
豊 田	いの うえ まさ はる 井 上 正 晴
	おお もり ひろ まさ 大 森 博 政
大 屋 敷	まえ だ しん せい 前 田 新 生
	み わ はつ のり 三 輪 初 昇
外 坪	かわ い ひろし 河 合 宏
	はっ とり けい いち 服 部 恵 一
河 北	いわ た ろく ろう 岩 田 六 郎
	ふく とみ かつ よし 福 富 勝 義
余 野	い とう ひろし 伊 藤 浩
	こん どう よし あき 近 藤 喜 昭
上 小 口	こん どう く に ゆき 近 藤 邦 幸
	に わ たかし 丹 羽 孝
中 小 口	き の かつ み 木 野 勝 己
	なか むら たつ お 中 村 達 雄
下 小 口	さか い やす たか 酒 井 保 孝
	まえ だ やす ひろ 前 田 保 博
垣 田	たけ だ しず お 武 田 静 雄
	り 李 い めい 李 維 明
さつきヶ丘	き の いさむ 木 野 勇
	ほり べ あき お 堀 部 昭 雄

オブザーバー	さか い たけ み 酒 井 武 美
	まえ だ まさ み 前 田 正 三

事務局	副町長	おお もり しげる 大 森 滋
	地域協働部長	こん どう さだ む 近 藤 定 昭
	町民安全課長	まえ だ まさ のり 前 田 正 徳
	補佐	くら ち ち つる 倉 知 千 鶴
	主査	いし ほん けん じ 石 原 健 次
	主事補	さ とう めいのる 佐 藤 実
	地域振興課主任	おお もり つね のり 大 森 恒 典

## 平成 21 年度「まちづくりを考える会」の概略スケジュール

### ■「まちづくりを考える会」の振り返りと今後のスケジュール

[第 1 回] 11 月 27 日 (金) 19:00～

#### ○主な内容

- ・「まちづくり基本条例」の概要
- ・「まちづくりを考える会」の設置目的と今後のスケジュール

#### ★目的

- ・「まちづくりを考える会」のスタートアップ。この会の条例への位置づけ（役割）を確認し、自らが地域の代表として大口町の地域自治のあり方を考えていくことを認識する。

[第 2 回] 12 月 12 日 (土) 14:00～

#### ○主な内容

- ・「自治を築く 自治を育む」シンポジウム（高浜市）へ参加

#### ★目的

- ・全国的に、地域自治が求められている背景や必要性を理解する。また、大口町においても地域自治の取り組みを積極的に進める意義を認識する。

[第 3 回] 平成 22 年 1 月 15 日 (金) 14:30～

#### ○主な内容

- ・豊田市視察に備えた事前勉強会（シンポジウムの振り返りと豊田市の地域自治制度を学ぶ）

#### ★目的

- ・総論（地域自治の必要性）は、前回までに認識済み。この回からは、地域自治実現のための仕組みについて、豊田市の事例を参考にして学ぶ。

※また、視察に備えて、ここで疑問に思うことを豊田市へ直接質問できるよう、それぞれの質問事項を取りまとめる。

[第 4 回] 1 月 29 日 (金) 10:00～

#### ○主な内容

- ・豊田市（足助地域自治区）の視察（地域自治区の自主的な地域活動、市との関係、地域自治の効果などをヒアリング）

#### ★目的

- ・実際に地域自治を進めている先進自治体や地域住民の生の声を聞くことで、これまで学習してきたこと（地域自治の総論）を、自身の腑に落とすこと。そして、今後の「まちづくりを考える会」の活動の糧とすること。

[第5回] 2月16日(火) 14:00～

○主な内容

- ・グループワークにより、これまでに学んできたことを総括する。  
※グループワークとする理由は、会のメンバー全員が主体性を持って発言できること。メンバー間のコミュニケーションを深めること（自己主張だけでなく、グループ内で意見を調整する経験をしてもらうこと。）
- ①あいさつ⇒グループ作業⇒グループ発表⇒講評（アドバイザー）
- ・「豊田市の仕組み」を大口町の地域性と照らし合わせながら、大口町に活かせる点、活かさない点などを話し合う。できれば、こういう形（地域の範囲や組織のあり方等）にしていくと良いというところまで。

★目的

- ・これまでの学習を踏まえ、メンバー個々が持っている感想や意見等を引き出し、事務局による素案づくり（ばくっとした大口の地域自治スタイル）に反映させること。

[第6回] 3月16日(火) 14:00～

○主な内容

- ・グループワークにより、事務局素案を叩き台にして検討（長所・短所の洗い出しなど）する。
- ①あいさつ⇒素案説明⇒グループ討議⇒グループ発表⇒講評（アドバイザー）

★目的

- ・グループワークにより案の検討（長所・短所等の討議）をすることで、素案内容の理解・認識を深めること、そして、今後仕組みを具体化する際に生じる問題点等を想像してもらうこと。

[第7回] 3月26日(金) 14:00～

○主な内容

- ・全体討議により、「まちづくりを考える会」が提案する大口町の地域自治スタイルを形づくる（合意形成を図る）。
- ①あいさつ⇒修正案の説明⇒アドバイザーを含めた全体討議

★目的

- ・大口町として目指す地域自治のおおよその方針を固めること。これを基盤にして、平成22年度から、具体的な部分の協議に移行する。

## 「まちづくりを考える会」の今後の活動イメージについて

### 平成21年度

地区を取り巻く環境変化と、今、求められている地域自治について、認識を深め、大口町のあるべき地域自治の姿とその実現に向けて何をすべきかを検討します。

11/27(金)

第1回

- 「まちづくりを考える会」の設置目的
- 「大口町まちづくり基本条例」の概要説明  
※特に「第4章 地域自治組織」について

12/12(土)

第2回

- まちづくりシンポジウム（高浜市）への参加
  - ・基調講演：「自治を切り拓く～勇気と希望を持って挑戦し続ける」  
大森 彌 先生（東京大学名誉教授）
  - ・シンポジウム：「自治を築く 自治を育む 高浜市の自治の未来図を描く」  
大杉 覚 先生（首都大学東京大学院教授）他

〈以降、月1回程度の頻度で開催〉

平成22年

1月～3月

第3～5回

- （仮）先進地視察
  - ・現地で、「見て」「聞いて」「感じる」、先進的な地域自治の姿
- （仮）グループワーク
  - ・事業仕分け（役場がすること、地域がすること、一緒にすること）  
※やりがいを持って主体的に地域活動に取り組みたり、相互に連携し合えるための役割分担や連携方法を考える。
- 「まちづくりを考える会」で重ねてきた研修や検討成果を集約し、大口町のあるべき自治の姿を検討する。

### 平成22年度

○4～10月

大口町の地域自治の実現に向けて、地域への説明・意見交換等や、必要な制度づくりの検討を行い、平成23年度計画（予算）に反映

○11月～平成23年3月

地域自治の試行に向けた準備

### 平成23年度

○4月～

新しい地域自治の取り組みを試行的にスタート